

市第84号議案

地区センターの指定管理者の指定

次のように地区センターの指定管理者を指定する。

平成21年11月27日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市中村地区センター	南区浦舟町3丁目46番地	南区区民利用施設協会 会長 石井正雄	平成22年4月1日から平成27年3月31日まで
横浜市上飯田地区センター	泉区上飯田町2, 113番地	特定非営利活動法人よつ葉の会 理事長 榎下貫治	同
横浜市下和泉地区センター	泉区和泉町277番地	特定非営利活動法人泉南会 理事長 清水城太郎	同
横浜市立場地区センター及び横浜市中田コミュニティハウス	泉区中田北二丁目7番9号	和の会 理事長 望月 榮	同
横浜市中川地区センター	泉区岡津町1, 53番地	特定非営利活動法人中川コミュニティグループ 理事長 西ヶ谷 保 秀	同
横浜市鶴見市場コミュニティハウス	鶴見区北寺尾四丁目21番20号	社会福祉法人大樹 理事長 久 嶋 常 夫	同
横浜市浦舟コミュニティハウス	南区浦舟町3丁目46番地	南区区民利用施設協会 会長 石井正雄	同
横浜市しらゆり集会所	泉区白百合一丁目6番3号	白桜会 会長 松 島 信 夫	同

提 案 理 由

横浜市中村地区センター等の指定管理者を指定したいので、地方

自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）